

令04原機(サ保)099  
令和4年12月5日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 小口正範（公印省略）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
核燃料サイクル工学研究所  
核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請します。

## 別 紙

### 核燃料物質使用施設保安規定の変更

#### 変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安規定の主な変更の内容及び理由は、以下のとおりである。

なお、変更の詳細は別添に示す。

#### 1. 変更の内容

- (1) プルトニウム燃料技術開発センターの使用施設等の保安に関する組織改正に伴い、次のとおり変更する。
  - 1) プル・計画管理課に技術管理課を統合するため、第Ⅰ編第4条（組織）及び第5条（職務）に係る記載を変更する。
  - 2) 環境管理課と環境技術課を統合して環境技術開発課とするため、第Ⅰ編第4条（組織）及び第5条（職務）に係る記載を変更する。
- (2) 上記の変更に伴い、記載の適正化を図る。

#### 2. 変更の理由

- (1) 次のとおり、プルトニウム燃料技術開発センターの業務をより一層効果的かつ効率的に展開するため。
  - 1) プル・計画管理課に技術管理課を統合することにより、技術開発の支援・調整業務及び施設の整備に係る調整業務を一組織で一貫して実施できる体制を構築するため。
  - 2) 環境管理課と環境技術課を統合することにより、プルトニウム系廃棄物の保管に係る業務及びプルトニウム系廃棄物の処理に係る業務を一組織で一貫して実施できる体制を構築するため。
- (2) 記載の適正化を図るため。

#### 3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以 上

別添

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
核燃料サイクル工学研究所  
核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

令和4年12月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変更前	変更後	変更理由
<p>第I編 共通編（総則及び放射線管理）</p> <p>第1章第1条～第1章第3条の2 (省略)</p> <p>第2章 組織及び職務</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 使用施設等に係る保安に関する組織は、次の各号に掲げる各職位、核燃料取扱主務者及び委員会で構成し、第I-1図のとおりとする。機構の本部組織（以下「本部」という。）は、理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長及び契約部長をいう。</p> <p>(1) 理事長  (2) 統括監査の職  (3) 管理責任者    1) 監査プロセスの管理責任者    2) 本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者    3) 研究所の管理責任者  (4) 安全・核セキュリティ統括本部長  (4)の2 安全管理部長  (4)の3 契約部長  (5) 研究所担当理事  (6) 研究所長（以下「所長」という。）  (7) 環境技術開発センター長  (8) 廃止措置技術部長  (9) 計画管理課長（環境技術開発センター）（以下「環境・計画管理課長」という。）  (10) 環境保全課長  (11) 廃止措置技術課長  (12) 再処理技術開発試験部長  (13) 研究開発第1課長  (14) 研究開発第2課長  (15) プルトニウム燃料技術開発センター長  (16) 当直長  (17) 技術部長  (18) 計画管理課長（プルトニウム燃料技術開発センター）（以下「プル・計画管理課長」という。）</p>	<p>第I編 共通編（総則及び放射線管理）</p> <p>第1章第1条～第1章第3条の2 (変更なし)</p> <p>第2章 組織及び職務</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 使用施設等に係る保安に関する組織は、次の各号に掲げる各職位、核燃料取扱主務者及び委員会で構成し、第I-1図のとおりとする。機構の本部組織（以下「本部」という。）は、理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長及び契約部長をいう。</p> <p>(1) 理事長  (2) 統括監査の職  (3) 管理責任者    1) 監査プロセスの管理責任者    2) 本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者    3) 研究所の管理責任者  (4) 安全・核セキュリティ統括本部長  (4)の2 安全管理部長  (4)の3 契約部長  (5) 研究所担当理事  (6) 研究所長（以下「所長」という。）  (7) 環境技術開発センター長  (8) 廃止措置技術部長  (9) 計画管理課長（環境技術開発センター）（以下「環境・計画管理課長」という。）  (10) 環境保全課長  (11) 廃止措置技術課長  (12) 再処理技術開発試験部長  (13) 研究開発第1課長  (14) 研究開発第2課長  (15) プルトニウム燃料技術開発センター長  (16) 当直長  (17) 技術部長  (18) 計画管理課長（プルトニウム燃料技術開発センター）（以下「プル・計画管理課長」という。）</p>	<p>第4条 第1項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プル・計画管理課に技術管理課を統合するため</li> <li>・環境管理課と環境技術課を統合して環境技術開発課とするため</li> <li>・記載の適正化（号番号の繰上げ）</li> </ul>

変更前	変更後	変更理由
(19) 品質保証課長	(19) 品質保証課長	
(20) 技術管理課長	(20) <u>核物質管理課長</u> <u>(削る)</u>	
(21) 核物質管理課長	(21) 品質管理課長	
(22) 品質管理課長	(22) 燃料技術部長	
(23) 燃料技術部長	(23) 処理技術課長	
(24) 処理技術課長	(24) 燃料技術開発課長	
(25) 燃料技術開発課長	(25) 設計解析課長	
(26) 設計解析課長	(26) 環境プラント技術部長	
(27) 環境プラント技術部長	(27) <u>環境技術開発課長</u> <u>(削る)</u>	
(28) <u>環境管理課長</u>	(28) 廃止措置技術開発課長	
(29) <u>環境技術課長</u>	(29) プラント保全課長	
(30) 廃止措置技術開発課長	(30) 基盤技術研究開発部長	
(31) プラント保全課長	(31) 核種移行研究グループリーダー	
(32) 基盤技術研究開発部長	(32) 放射線管理部長	
(33) 核種移行研究グループリーダー	(33) 線量計測課長	
(34) 放射線管理部長	(34) 環境監視課長	
(35) 線量計測課長	(35) 放射線管理第1課長	
(36) 環境監視課長	(36) 保安管理部長	
(37) 放射線管理第1課長	(37) 安全対策課長	
(38) 保安管理部長	(38) 危機管理課長	
(39) 安全対策課長	(39) 施設安全課長	
(40) 危機管理課長	(40) 工務技術部長	
(41) 施設安全課長	(41) 運転課長	
(42) 工務技術部長	(42) 管理課長	
(43) 運転課長	(43) 核燃料取扱主務者	
(44) 管理課長	(44) 中央安全審査・品質保証委員会	
(45) 核燃料取扱主務者	(45) 核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会	
(46) 中央安全審査・品質保証委員会	(46) 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会	
(47) 核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会	(47) センター安全専門委員会	
(48) 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会		
(49) センター安全専門委員会		
2. 前項第7号及び第15号に掲げる者を「核燃料統括者」(以下「統括者」という。)という。	2. 前項第7号及び第15号に掲げる者を「核燃料統括者」(以下「統括者」という。)という。	
3. 第1項第8号及び第12号に掲げる者を「環境センター内各部長」という。	3. 第1項第8号及び第12号に掲げる者を「環境センター内各部長」という。	
4. 第1項第12号、第17号、 <u>第23号</u> 、 <u>第27号</u> 及び <u>第32号</u> に掲げる者を「 <u>プルセンター内各部長</u> 」といふ。	4. 第1項第12号、第17号、 <u>第22号</u> 、 <u>第26号</u> 及び <u>第30号</u> に掲げる者を「 <u>プルセンター内各部長</u> 」といふ。	
5. 第1項第9号から第11号、第13号、第14号、 <u>第21号</u> 、 <u>第22号</u> 、 <u>第24号</u> 、 <u>第25号</u> 、 <u>第28号</u> から <u>第31号</u> 及び <u>第33号</u> に掲げる者を「核燃料管理者」という。	5. 第1項第9号から第11号、第13号、第14号、 <u>第20号</u> 、 <u>第21号</u> 、 <u>第23号</u> 、 <u>第24号</u> 、 <u>第27号</u> から <u>第29号</u> 及び <u>第31号</u> に掲げる者を「核燃料管理者」という。	

変更前	変更後	変更理由
<p>6. 第1項第10号、第11号、第13号、第14号及び<u>第31号</u>に掲げる者を「施設運転管理者」という。</p> <p>7. 第1項第18号から<u>第20号</u>及び<u>第26号</u>、第5項並びに前項に掲げる者を「使用施設内各課長」という。</p> <p>8. 第1項<u>第35号</u>から<u>第37号</u>に掲げる者を「放射線管理部内各課長」という。</p> <p>9. 第1項<u>第39号</u>から<u>第41号</u>に掲げる者を「保安管理部内各課長」という。</p> <p>10. 第1項<u>第43号</u>及び<u>第44号</u>に掲げる者を「工務技術部内各課長」という。</p> <p>(職務) 第5条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、使用施設等の保安に係る業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、使用施設等の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、第12条の「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。なお、管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括本部担当理事、研究所においては研究所担当理事とする。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</p> <p>(4)の2 安全管理部長は、使用施設等の品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務、本部の品質マネジメント活動に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(4)の3 契約部長は、本部における使用施設等の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(5) 研究所担当理事は、理事長を補佐し、使用施設等の保安に係る業務を統理する。</p> <p>(6) 所長は、使用施設等の保安に係る業務を統括する。</p> <p>(7) 環境技術開発センター長は、環境技術開発センターに係る保安上の業務を統括する。</p> <p>(8) 廃止措置技術部長は、環境・計画管理課長、環境保全課長及び廃止措置技術課長を指揮し、第9号から第11号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(9) 環境・計画管理課長は、環境技術開発センターの保安に関する調整業務、第11条の2に定める独立検査に関する業務、第45条に定める非常事態の措置に係る通報連絡責任者としての業務並びに周辺監視区域外における核燃料物質等の運搬に係る業務を行うとともに、この規定の制定及び改廃の調整に係る業務のうち、環境技術開発センターにおける調整業務を行う。</p> <p>(10) 環境保全課長は、ウラン廃棄物廃棄施設におけるウラン系廃棄物の処理及び保管</p>	<p>6. 第1項第10号、第11号、第13号、第14号及び<u>第29号</u>に掲げる者を「施設運転管理者」という。</p> <p>7. 第1項第18号、<u>第19号</u>及び<u>第25号</u>、第5項並びに前項に掲げる者を「使用施設内各課長」という。</p> <p>8. 第1項<u>第33号</u>から<u>第35号</u>に掲げる者を「放射線管理部内各課長」という。</p> <p>9. 第1項<u>第37号</u>から<u>第39号</u>に掲げる者を「保安管理部内各課長」という。</p> <p>10. 第1項<u>第41号</u>及び<u>第42号</u>に掲げる者を「工務技術部内各課長」という。</p> <p>(職務) 第5条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、使用施設等の保安に係る業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、使用施設等の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、第12条の「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。なお、管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括本部担当理事、研究所においては研究所担当理事とする。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</p> <p>(4)の2 安全管理部長は、使用施設等の品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務、本部の品質マネジメント活動に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(4)の3 契約部長は、本部における使用施設等の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(5) 研究所担当理事は、理事長を補佐し、使用施設等の保安に係る業務を統理する。</p> <p>(6) 所長は、使用施設等の保安に係る業務を統括する。</p> <p>(7) 環境技術開発センター長は、環境技術開発センターに係る保安上の業務を統括する。</p> <p>(8) 廃止措置技術部長は、環境・計画管理課長、環境保全課長及び廃止措置技術課長を指揮し、第9号から第11号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(9) 環境・計画管理課長は、環境技術開発センターの保安に関する調整業務、第11条の2に定める独立検査に関する業務、第45条に定める非常事態の措置に係る通報連絡責任者としての業務並びに周辺監視区域外における核燃料物質等の運搬に係る業務を行うとともに、この規定の制定及び改廃の調整に係る業務のうち、環境技術開発センターにおける調整業務を行う。</p> <p>(10) 環境保全課長は、ウラン廃棄物廃棄施設におけるウラン系廃棄物の処理及び保管</p>	<p>第5条 変更前の第1項第17号、第18号、第20号 ・プル・計画管理課に技術管理課を統合するため 変更前の第1項第21号、第27号～第29号 ・環境管理課と環境技術課を統合して環境技術開発課とするため 変更前の第1項第21号～第44号 ・記載の適正化（号番号の繰上げ）</p>

変更前	変更後	変更理由
に係る業務を行うとともに、ウラン廃棄物廃棄施設の給排気設備、給排水設備、電気設備及び消火設備の運転並びに管理に係る業務（ただし、運転課長の所掌するものは除く。）を行うほか、廃水処理室の設備の撤去に係る業務を行う。	に係る業務を行うとともに、ウラン廃棄物廃棄施設の給排気設備、給排水設備、電気設備及び消火設備の運転並びに管理に係る業務（ただし、運転課長の所掌するものは除く。）を行うほか、廃水処理室の設備の撤去に係る業務を行う。	
(11) 廃止措置技術課長は、第2ウラン貯蔵庫における核燃料物質の貯蔵に係る業務、J棟における六ふっ化ウランの詰替え、遠心分離機の解体・除染、ウラン系液体廃棄物の処理技術開発、廃水の処理、廃油の詰替え及び廃止措置技術部所掌施設における管理区域解除のための汚染検査等の施設の廃止に向けた措置に係る業務を行うとともに、J棟及び第2ウラン貯蔵庫の給排気設備、給排水設備、電気設備及び消火設備の運転並びに管理に係る業務（ただし、運転課長の所掌するものは除く。）を行う。	(11) 廃止措置技術課長は、第2ウラン貯蔵庫における核燃料物質の貯蔵に係る業務、J棟における六ふっ化ウランの詰替え、遠心分離機の解体・除染、ウラン系液体廃棄物の処理技術開発、廃水の処理、廃油の詰替え及び廃止措置技術部所掌施設における管理区域解除のための汚染検査等の施設の廃止に向けた措置に係る業務を行うとともに、J棟及び第2ウラン貯蔵庫の給排気設備、給排水設備、電気設備及び消火設備の運転並びに管理に係る業務（ただし、運転課長の所掌するものは除く。）を行う。	
(12) 再処理技術開発試験部長は、研究開発第1課長及び研究開発第2課長を指揮し、第13号及び第14号に掲げる保安上の業務を統括する。	(12) 再処理技術開発試験部長は、研究開発第1課長及び研究開発第2課長を指揮し、第13号及び第14号に掲げる保安上の業務を統括する。	
(13) 研究開発第1課長は、CPFにおける再処理技術開発試験及び当該試験に用いる装置等を使用した核燃料サイクル技術に関する基礎試験（以下「再処理試験等」という。）に係る業務、高レベル放射性廃液の処理・処分技術開発試験及び当該試験に用いる装置等を使用した核燃料サイクル技術に関する基礎試験（以下「固化試験等」という。）に係る業務並びに液体廃棄物及び固体廃棄物の管理に係る業務を行うとともに、CPFの給排気設備、給排水設備、電気設備、警報設備及び消火設備の運転並びに管理に係る業務（ただし、運転課長及び放射線管理第1課長の所掌するものは除く。）を行う。	(13) 研究開発第1課長は、CPFにおける再処理技術開発試験及び当該試験に用いる装置等を使用した核燃料サイクル技術に関する基礎試験（以下「再処理試験等」という。）に係る業務、高レベル放射性廃液の処理・処分技術開発試験及び当該試験に用いる装置等を使用した核燃料サイクル技術に関する基礎試験（以下「固化試験等」という。）に係る業務並びに液体廃棄物及び固体廃棄物の管理に係る業務を行うとともに、CPFの給排気設備、給排水設備、電気設備、警報設備及び消火設備の運転並びに管理に係る業務（ただし、運転課長及び放射線管理第1課長の所掌するものは除く。）を行う。	
(14) 研究開発第2課長は、B棟における核燃料の製造技術に関する核燃料物質等の分析に係る業務、液体廃棄物及び固体廃棄物の処理に係る業務並びにプルトニウム燃料第一開発室におけるパルスコラム設備の管理に係る業務を行うとともに、B棟の給排気設備、給排水設備、電気設備及び消火設備の運転並びに管理に係る業務（ただし、運転課長の所掌するものは除く。）を行う。	(14) 研究開発第2課長は、B棟における核燃料の製造技術に関する核燃料物質等の分析に係る業務、液体廃棄物及び固体廃棄物の処理に係る業務並びにプルトニウム燃料第一開発室におけるパルスコラム設備の管理に係る業務を行うとともに、B棟の給排気設備、給排水設備、電気設備及び消火設備の運転並びに管理に係る業務（ただし、運転課長の所掌するものは除く。）を行う。	
(15) プルトニウム燃料技術開発センター長は、プルトニウム燃料技術開発センターに係る保安上の業務を統括する。	(15) プルトニウム燃料技術開発センター長は、プルトニウム燃料技術開発センターに係る保安上の業務を統括する。	
(16) 当直長は、プルトニウム燃料技術開発センター長の命を受け、休日及び夜間のプルトニウム燃料技術開発センターの保安に關し、異常発生時の応急措置対応及び通報に係る業務を行うほか、平日の直業務においては、担当部課長及びリーダーと連携を図り、異常発生時の応急措置対応を行う。	(16) 当直長は、プルトニウム燃料技術開発センター長の命を受け、休日及び夜間のプルトニウム燃料技術開発センターの保安に關し、異常発生時の応急措置対応及び通報に係る業務を行うほか、平日の直業務においては、担当部課長及びリーダーと連携を図り、異常発生時の応急措置対応を行う。	
(17) 技術部長は、ブル・計画管理課長、品質保証課長、 <u>技術管理課長</u> 、核物質管理課長及び品質管理課長を指揮し、第18号から第22号に掲げる保安上の業務を統括する。	(17) 技術部長は、ブル・計画管理課長、品質保証課長、核物質管理課長及び品質管理課長を指揮し、第18号から第21号に掲げる保安上の業務を統括する。	
(18) ブル・計画管理課長は、プルトニウム燃料技術開発センターに係る技術開発の支援業務及び第45条に定める非常事態の措置に係る通報連絡責任者としての業務を行う。	(18) ブル・計画管理課長は、プルトニウム燃料技術開発センターに係る技術開発の支援・調整業務及び <u>プルトニウム燃料技術開発センターの施設の整備に係る調整業務</u> を行うとともに、第45条に定める非常事態の措置に係る通報連絡責任者としての業務を行う。	
(19) 品質保証課長は、プルトニウム燃料技術開発センターの保安に関する調整業務、	(19) 品質保証課長は、プルトニウム燃料技術開発センターの保安に関する調整業務、	

変更前	変更後	変更理由
第11条の2に定める独立検査に関する業務及び保安管理（放射線管理を除く。）の支援・推進、保安に関する業務のうち、他の課長及びリーダーの所掌に属さない業務並びにプルトニウム燃料の検査に係る調整業務（ただし、品質管理課長の所掌するものは除く。）を行う。	第11条の2に定める独立検査に関する業務及び保安管理（放射線管理を除く。）の支援・推進、保安に関する業務のうち、他の課長及びリーダーの所掌に属さない業務並びにプルトニウム燃料の検査に係る調整業務（ただし、品質管理課長の所掌するものは除く。）を行う。  <u>(削る)</u>	
(20) <u>技術管理課長は、プルトニウム燃料技術開発センターの技術開発に係る調整業務及びプルトニウム燃料技術開発センターの施設の整備に係る調整業務を行う。</u>	(20) 核物質管理課長は、プルトニウム燃料技術開発センターの計量管理並びにプルトニウム燃料技術開発センター及び周辺監視区域外における核燃料物質等の運搬に係る業務（ただし、 <u>環境管理課長</u> の所掌するものを除く。）を行う。	
(21) <u>核物質管理課長は、プルトニウム燃料技術開発センターの計量管理並びにプルトニウム燃料技術開発センター及び周辺監視区域外における核燃料物質等の運搬に係る業務（ただし、<u>環境管理課長</u>の所掌するものを除く。）を行う。</u>	(21) 品質管理課長は、プルトニウム燃料の検査、分析及び物性測定並びにこれらに関する試験に係る業務を行う。	
(22) <u>品質管理課長は、プルトニウム燃料の検査、分析及び物性測定並びにこれらに関する試験に係る業務を行う。</u>	(22) 燃料技術部長は、処理技術課長、燃料技術開発課長及び設計解析課長を指揮し、 <u>第24号から第26号に掲げる保安上の業務を統括する。</u>	
(23) <u>燃料技術部長は、処理技術課長、燃料技術開発課長及び設計解析課長を指揮し、 第24号から第26号に掲げる保安上の業務を統括する。</u>	(23) 燃料技術部長は、処理技術課長、燃料技術開発課長及び設計解析課長を指揮し、 <u>第23号から第25号に掲げる保安上の業務を統括する。</u>	
(24) <u>処理技術課長は、プルトニウム燃料第三開発室におけるペレット製造工程及び加工組立工程に係る設備の管理、保守、改造、開発、新設及び更新に係る業務を行うとともに、これらの工程に係る核燃料物質の貯蔵に係る業務を行うほか、プルトニウム燃料第三開発室の固体廃棄施設の設備におけるプルトニウム系廃棄物の保管に係る業務を行う。</u>	(24) 処理技術課長は、プルトニウム燃料第三開発室におけるペレット製造工程及び加工組立工程に係る設備の管理、保守、改造、開発、新設及び更新に係る業務を行うとともに、これらの工程に係る核燃料物質の貯蔵に係る業務を行うほか、プルトニウム燃料第三開発室の固体廃棄施設の設備におけるプルトニウム系廃棄物の保管に係る業務を行う。	
(25) <u>燃料技術開発課長は、プルトニウム燃料の製造技術、分析技術、測定技術、湿式回収技術及び製造設備の開発並びに照射試験用プルトニウム燃料の製作に係る業務を行う。</u>	(24) 燃料技術開発課長は、プルトニウム燃料の製造技術、分析技術、測定技術、湿式回収技術及び製造設備の開発並びに照射試験用プルトニウム燃料の製作に係る業務を行う。	
(26) <u>設計解析課長は、プルトニウム燃料施設の安全性の評価に係る業務を行う。</u>	(25) 設計解析課長は、プルトニウム燃料施設の安全性の評価に係る業務を行う。	
(27) <u>環境プラント技術部長は、<u>環境管理課長</u>、<u>環境技術課長</u>、廃止措置技術開発課長及びプラント保全課長を指揮し、プルトニウム燃料技術開発センターにおける<u>第28号から第31号に掲げる保安上の業務を統括する。</u></u>	(26) 環境プラント技術部長は、 <u>環境技術開発課長</u> 、廃止措置技術開発課長及び <u>プラント保全課長</u> を指揮し、 <u>第27号から第29号に掲げる保安上の業務を統括する。</u>	
(28) <u>環境管理課長は、プルトニウム燃料技術開発センターにおけるプルトニウム系廃棄物の保管、運搬に係る業務及び核燃料物質付着物の管理に係る業務（ただし、処理技術課長及び<u>環境技術課長</u>の所掌するものを除く。）を行う。</u>	(27) <u>環境技術開発課長は、プルトニウム燃料技術開発センターにおけるプルトニウム系廃棄物の保管、運搬に係る業務及び核燃料物質付着物の管理に係る業務（ただし、処理技術課長の所掌するものを除く。）を行うとともに、<u>プルトニウム系廃棄物の処理及び液体廃棄物の処理並びにこれらの処理に関する技術開発に係る業務を行う。</u></u>	
(29) <u>環境技術課長は、プルトニウム系廃棄物の処理及び液体廃棄物の処理並びにこれらに関する技術開発に係る業務を行うとともに、<u>プルトニウム廃棄物処理開発施設の固体廃棄施設におけるプルトニウム系廃棄物の保管に係る業務を行う。</u></u>	<u>(削る)</u>	
(30) <u>廃止措置技術開発課長は、残存核燃料物質の処理、核燃料物質付着物の処理技術開発及びプルトニウム系設備解体技術開発に係る業務を行う。</u>	(28) 廃止措置技術開発課長は、残存核燃料物質の処理、核燃料物質付着物の処理技術開発及びプルトニウム系設備解体技術開発に係る業務を行う。	
(31) <u>プラント保全課長は、プルトニウム燃料技術開発センターの給排気設備、給排水設備、電気設備、警報設備及び消火設備の管理並びにこれらに関する技術開発に係る業務（ただし、運転課長及び放射線管理第1課長の所掌するものを除く。）を行</u>	(29) プラント保全課長は、プルトニウム燃料技術開発センターの給排気設備、給排水設備、電気設備、警報設備及び消火設備の管理並びにこれらに関する技術開発に係る業務（ただし、運転課長及び放射線管理第1課長の所掌するものを除く。）を行	

変更前	変更後	変更理由
<p>う。</p> <p>(32) 基盤技術研究開発部長は、核種移行研究グループリーダーを指揮し、<u>第33号</u>に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(33) 核種移行研究グループリーダーは、プルトニウム燃料第一開発室における放射性廃棄物の処分技術の開発に係る業務を行う。</p> <p>(34) 放射線管理部長は、線量計測課長、環境監視課長及び放射線管理第1課長を指揮し、<u>第35号から第37号</u>に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(35) 線量計測課長は、従業員の線量の測定、評価及び放射線管理用機器の保守、校正並びに放射線管理部に関する業務であって、他の課長の所掌に属さない業務を行う。</p> <p>(36) 環境監視課長は、周辺監視区域及びその境界の空間ガンマ線並びに排水中の放射性物質の濃度の測定、監視に係る業務を行う。</p> <p>(37) 放射線管理第1課長は、使用施設等の放射線管理に係る業務を行う。</p> <p>(38) 保安管理部長は、安全対策課長、危機管理課長及び施設安全課長を指揮し、<u>第39号から第41号</u>に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(39) 安全対策課長は、保安教育に係る基本的事項の策定に関する業務及び保安管理部に関する業務であって、他の課長の所掌に属さない業務を行う。</p> <p>(40) 危機管理課長は、周辺監視区域の維持管理に係る業務を行うとともに、非常事態の第一報に係る研究所連絡責任者としての業務を行う。</p> <p>(41) 施設安全課長は、品質マネジメント活動、安全文化の育成活動及び法令等の遵守活動の調整に係る業務並びにこの規定の制定及び改廃の調整に係る業務を行う。</p> <p>(42) 工務技術部長は、運転課長及び管理課長を指揮し、<u>第43号及び第44号</u>に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(43) 運転課長は、使用施設等の受変電設備、非常用電源設備、蒸気設備及び給排水設備の運転並びに保守に係る業務を行う。</p> <p>(44) 管理課長は、工務技術部に係る保安上の業務の調整を行う。</p> <p>2. 前項に掲げる各職位は、品質マネジメントの考え方のもとその所掌する保安上の業務を行う。</p>	<p>う。</p> <p>(30) 基盤技術研究開発部長は、核種移行研究グループリーダーを指揮し、<u>第31号</u>に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(31) 核種移行研究グループリーダーは、プルトニウム燃料第一開発室における放射性廃棄物の処分技術の開発に係る業務を行う。</p> <p>(32) 放射線管理部長は、線量計測課長、環境監視課長及び放射線管理第1課長を指揮し、<u>第33号から第35号</u>に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(33) 線量計測課長は、従業員の線量の測定、評価及び放射線管理用機器の保守、校正並びに放射線管理部に関する業務であって、他の課長の所掌に属さない業務を行う。</p> <p>(34) 環境監視課長は、周辺監視区域及びその境界の空間ガンマ線並びに排水中の放射性物質の濃度の測定、監視に係る業務を行う。</p> <p>(35) 放射線管理第1課長は、使用施設等の放射線管理に係る業務を行う。</p> <p>(36) 保安管理部長は、安全対策課長、危機管理課長及び施設安全課長を指揮し、<u>第37号から第39号</u>に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(37) 安全対策課長は、保安教育に係る基本的事項の策定に関する業務及び保安管理部に関する業務であって、他の課長の所掌に属さない業務を行う。</p> <p>(38) 危機管理課長は、周辺監視区域の維持管理に係る業務を行うとともに、非常事態の第一報に係る研究所連絡責任者としての業務を行う。</p> <p>(39) 施設安全課長は、品質マネジメント活動、安全文化の育成活動及び法令等の遵守活動の調整に係る業務並びにこの規定の制定及び改廃の調整に係る業務を行う。</p> <p>(40) 工務技術部長は、運転課長及び管理課長を指揮し、<u>第41号及び第42号</u>に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(41) 運転課長は、使用施設等の受変電設備、非常用電源設備、蒸気設備及び給排水設備の運転並びに保守に係る業務を行う。</p> <p>(42) 管理課長は、工務技術部に係る保安上の業務の調整を行う。</p> <p>2. 前項に掲げる各職位は、品質マネジメントの考え方のもとその所掌する保安上の業務を行う。</p>	
<p>第6条～第11条の4 (省略)</p> <p>第3章 品質マネジメント</p> <p>(品質マネジメント計画)</p> <p>第12条 使用施設等の保安活動を適切に実施するため、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p>	<p>第6条～第11条の4 (変更なし)</p> <p>第3章 品質マネジメント</p> <p>(品質マネジメント計画)</p> <p>第12条 使用施設等の保安活動を適切に実施するため、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p>	第12条

変更前	変更後	変更理由
1. 目的～4. 品質マネジメントシステム (省略)  5. 経営者等の責任 5.1 経営者の関与～5.4 計画 (省略)  5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限～5.5.2 管理責任者 (省略)  5.5.3 管理者 (1) 理事長は、第4条第1項第1号から第44号に掲げる者（以下この条において、「管理者」という。）に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。 a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。 b) 業務に従事する要員の業務・使用施設等に対する要求事項についての認識を高める。 c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。 d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。 e) 関係法令を遵守する。 (2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、次に掲げる事項を実施する。 a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。 b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。 c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に伝達する。 d) 要員に、常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に使用施設等の保安に関する問題の報告を行えるようにする。 e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。 (3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るもの）を実施する。	1. 目的～4. 品質マネジメントシステム (変更なし)  5. 経営者等の責任 5.1 経営者の関与～5.4 計画 (変更なし)  5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限～5.5.2 管理責任者 (変更なし)  5.5.3 管理者 (1) 理事長は、第4条第1項第1号から第42号に掲げる者（以下この条において、「管理者」という。）に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。 a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。 b) 業務に従事する要員の業務・使用施設等に対する要求事項についての認識を高める。 c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。 d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。 e) 関係法令を遵守する。 (2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、次に掲げる事項を実施する。 a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。 b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。 c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に伝達する。 d) 要員に、常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に使用施設等の保安に関する問題の報告を行えるようにする。 e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。 (3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るもの）を実施する。	第5.5.3項 ・記載の適正化(第4条との整合)
5.4 計画～8.5 改善 (省略)	5.4 計画～8.5 改善 (変更なし)	
第4章第12条の2～第17条 (省略)	第4章第12条の2～第17条 (変更なし)	

変更前	変更後	変更理由
<p><b>第5章 保安教育訓練</b></p> <p>(保安教育)</p> <p>第18条 所長は、保安教育の実施に係る基本的事項をあらかじめ定めておかなければならぬ。</p> <p>2. 使用施設内各課長は、第Ⅰ-1-(1)表に従い、保安教育に係る年度計画を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得た後、環境技術開発センター長又はプルトニウム燃料技術開発センター長の承認を得なければならない。</p> <p>3. 使用施設内各課長は、前項に基づき、従業員に対する保安教育を実施しなければならない。</p> <p>4. 使用施設内各課長は、新たに業務を行う従業員に対し、第Ⅰ-1-(1)表に掲げる保安教育を実施しなければならない。ただし、同表に掲げる項目について、十分な知識技能を有していると認められる者及び既に教育を施されている項目については、省略することができる。</p> <p>5. 統括者は、第29条第3項に基づき緊急作業に従事する要員（以下「緊急作業に従事する要員」という。）として選定を受けようとする者に対し、第Ⅰ-1-(2)表に基づき、必要な保安教育を緊急作業に従事させる前に実施させなければならない。</p> <p>6. 放射線管理部長及び工務技術部長は、所掌する従業員及び緊急作業に従事する要員に対して行う保安教育については、第Ⅰ-1-(1)表に従うほか、第3項、第4項及び第5項を準用する。</p> <p>7. 保安管理部長は、従業員に対して行う保安教育については、第Ⅰ-1-(1)表に従うほか、第3項及び第4項を準用する。</p> <p>8. 統括者、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、第3項から前項に掲げる保安教育の実施状況を確認し、必要に応じて保安教育内容を見直させなければならない。</p> <p>9. 第4条第1項第6号から第44号に掲げる者は、従業員に対し、必要に応じて保安に関する意識向上のための啓発を行う。</p> <p>第5章第19条～第12章第52条 (省略)</p>	<p><b>第5章 保安教育訓練</b></p> <p>(保安教育)</p> <p>第18条 所長は、保安教育の実施に係る基本的事項をあらかじめ定めておかなければならぬ。</p> <p>2. 使用施設内各課長は、第Ⅰ-1-(1)表に従い、保安教育に係る年度計画を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得た後、環境技術開発センター長又はプルトニウム燃料技術開発センター長の承認を得なければならない。</p> <p>3. 使用施設内各課長は、前項に基づき、従業員に対する保安教育を実施しなければならない。</p> <p>4. 使用施設内各課長は、新たに業務を行う従業員に対し、第Ⅰ-1-(1)表に掲げる保安教育を実施しなければならない。ただし、同表に掲げる項目について、十分な知識技能を有していると認められる者及び既に教育を施されている項目については、省略することができる。</p> <p>5. 統括者は、第29条第3項に基づき緊急作業に従事する要員（以下「緊急作業に従事する要員」という。）として選定を受けようとする者に対し、第Ⅰ-1-(2)表に基づき、必要な保安教育を緊急作業に従事させる前に実施させなければならない。</p> <p>6. 放射線管理部長及び工務技術部長は、所掌する従業員及び緊急作業に従事する要員に対して行う保安教育については、第Ⅰ-1-(1)表に従うほか、第3項、第4項及び第5項を準用する。</p> <p>7. 保安管理部長は、従業員に対して行う保安教育については、第Ⅰ-1-(1)表に従うほか、第3項及び第4項を準用する。</p> <p>8. 統括者、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、第3項から前項に掲げる保安教育の実施状況を確認し、必要に応じて保安教育内容を見直させなければならない。</p> <p>9. 第4条第1項第6号から第42号に掲げる者は、従業員に対し、必要に応じて保安に関する意識向上のための啓発を行う。</p> <p>第5章第19条～第12章第52条 (変更なし)</p>	<p>第18条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化(第4条との整合)</li> </ul>

変更前	変更後	変更理由
<p>第I-1図 使用施設等の保安に関する組織</p> <p>組織構造図(変更前)は、組織の変更前を示す。組織は「組織の概要」から派生する。主な部門は「技術管理課」「環境管理課」「環境技術開発課」「品質管理課」「安全監視課」「設備監視課」「運営監視課」「品質監視課」「安全監視課」「設備監視課」「運営監視課」「品質監視課」である。各課は、その下に細かい部門や班が配置されている。</p>	<p>組織構造図(変更後)は、組織の変更後を示す。組織は「組織の概要」から派生する。主な部門は「技術管理課」「環境技術開発課」「品質管理課」「安全監視課」「設備監視課」「運営監視課」「品質監視課」である。環境管理課と環境技術開発課が統合され、新しく「環境技術開発課」として位置づけられている。</p>	<p>第I-1図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブル・計画管理課に技術管理課を統合するため</li> <li>・環境管理課と環境技術課を統合して環境技術開発課とするため</li> </ul>

第I-1の1図～第I-3図 (省略)

第I-1表～第I-12表 (省略)

変更前	変更後	変更理由
第Ⅱ編 環境技術開発センターの管理 第1章第1条～第4章第25条 (省略)  (プルトニウム系液体廃棄物の処理及び保管) 第26条 研究開発第2課長は、B棟のプルトニウム系の水溶液を廃棄しようとする場合は、ポリエチレン容器等に収納し、ビニルバッグに密封するとともに、その処理を <u>環境技術課長</u> 又は研究開発第1課長に依頼するか、又は保管しなければならない。 2. 研究開発第2課長は、B棟のプルトニウム系有機溶液を廃棄しようとする場合は、ポリエチレン容器等に収納し、ビニルバッグに密封するとともに、その処理を研究開発第1課長に依頼するか、保管を行うか、又は固型化処理等必要な処理を行った後、所定の表示をしてB-17室に保管しなければならない。	第Ⅱ編 環境技術開発センターの管理 第1章第1条～第4章第25条 (変更なし)  (プルトニウム系液体廃棄物の処理及び保管) 第26条 研究開発第2課長は、B棟のプルトニウム系の水溶液を廃棄しようとする場合は、ポリエチレン容器等に収納し、ビニルバッグに密封するとともに、その処理を <u>環境技術開発課長</u> 又は研究開発第1課長に依頼するか、又は保管しなければならない。 2. 研究開発第2課長は、B棟のプルトニウム系有機溶液を廃棄しようとする場合は、ポリエチレン容器等に収納し、ビニルバッグに密封するとともに、その処理を研究開発第1課長に依頼するか、保管を行うか、又は固型化処理等必要な処理を行った後、所定の表示をしてB-17室に保管しなければならない。	第26条 第1項 ・環境管理課と環境技術課を統合して環境技術開発課とするため
第27条～第35条 (省略)  (プルトニウム系固体廃棄物の保管) 第36条 研究開発第2課長は、B棟のプルトニウム系固体廃棄物を廃棄しようとする場合は、第I編第40条の2第1項又は第2項に定める措置を講じ、プルトニウム廃棄物処理開発施設又は第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設への受入れを <u>環境管理課長</u> に依頼するか、低レベル固体廃棄物としてCPFへの受入れを研究開発第1課長に依頼しなければならない。また、研究開発第2課長は、B棟のプルトニウム系固体廃棄物をプルトニウム廃棄物処理開発施設、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設又はCPFに運搬するまでの間、当該施設の第34条第5項に示す場所に保管しなければならない。 2. 研究開発第2課長は、固体廃棄物の分別、入替え、容器への収納等を行う場合は、固体廃棄施設における汚染拡大防止措置を講じたエリアで行わなければならない。	第27条～第35条 (変更なし)  (プルトニウム系固体廃棄物の保管) 第36条 研究開発第2課長は、B棟のプルトニウム系固体廃棄物を廃棄しようとする場合は、第I編第40条の2第1項又は第2項に定める措置を講じ、プルトニウム廃棄物処理開発施設又は第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設への受入れを <u>環境技術開発課長</u> に依頼するか、低レベル固体廃棄物としてCPFへの受入れを研究開発第1課長に依頼しなければならない。また、研究開発第2課長は、B棟のプルトニウム系固体廃棄物をプルトニウム廃棄物処理開発施設、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設又はCPFに運搬するまでの間、当該施設の第34条第5項に示す場所に保管しなければならない。 2. 研究開発第2課長は、固体廃棄物の分別、入替え、容器への収納等を行う場合は、固体廃棄施設における汚染拡大防止措置を講じたエリアで行わなければならない。	第36条 第1項 ・環境管理課と環境技術課を統合して環境技術開発課とするため
第4章第37条～第5章第40条 (省略)  (関連図表) (省略)	第4章第37条～第5章第40条 (変更なし)  (関連図表) (変更なし)	

変更前	変更後	変更理由
<p>第Ⅲ編 プルトニウム燃料技術開発センターの管理</p> <p>第1章第1条～第3章第21条 (省略)</p> <p>第4章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(気体廃棄物の処理)</p> <p>第22条 プラント保全課長は、グローブボックス等の排気を、高性能エアフィルタ等により処理しなければならない。</p> <p>2. <u>環境技術課長</u>は、第2難燃物焼却工程設備の焼却時の排気を処理する場合は、セラミックフィルタ、高性能エアフィルタ及びスクラバにより処理しなければならない。</p>	<p>第Ⅲ編 プルトニウム燃料技術開発センターの管理</p> <p>第1章第1条～第3章第21条 (変更なし)</p> <p>第4章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(気体廃棄物の処理)</p> <p>第22条 プラント保全課長は、グローブボックス等の排気を、高性能エアフィルタ等により処理しなければならない。</p> <p>2. <u>環境技術開発課長</u>は、第2難燃物焼却工程設備の焼却時の排気を処理する場合は、セラミックフィルタ、高性能エアフィルタ及びスクラバにより処理しなければならない。</p>	<p>第22条 第2項 ・環境管理課と環境技術課を統合して環境技術開発課とするため</p>
<p>第23条 (省略)</p> <p>(低レベル放射性廃水及び施設廃水の処理)</p> <p>第24条 <u>環境技術課長</u>は、プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室(分析廃液処理設備を除く。)で発生した低レベル放射性廃水及び第Ⅱ編第26条の規定により受け入れる低レベル放射性廃水をプルトニウム燃料第一開発室の廃水処理室に、プルトニウム燃料第三開発室の分析廃液処理設備及びプルトニウム廃棄物処理開発施設から発生した低レベル放射性廃水をプルトニウム廃棄物処理開発施設の廃水処理室に受け入れなければならない。</p> <p>2. <u>環境技術課長</u>は、プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室で発生した施設廃水をプルトニウム燃料第一開発室の廃水処理室に、プルトニウム燃料第三開発室で発生した施設廃水をプルトニウム燃料第一開発室の廃水処理室又はプルトニウム廃棄物処理開発施設の廃水処理室に、プルトニウム廃棄物処理開発施設、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設で発生した施設廃水をプルトニウム廃棄物処理開発施設の廃水処理室に受け入れなければならない。</p> <p>3. <u>環境技術課長</u>は、プルトニウム燃料第一開発室の廃水処理室及びプルトニウム廃棄物処理開発施設の廃水処理室に受け入れた廃水を廃水処理室間で相互に送水することができる。</p> <p>4. <u>環境技術課長</u>は、受け入れた廃水をプルトニウム燃料第一開発室の廃水処理室又はプルトニウム廃棄物処理開発施設の廃水処理室から放出することができる。ただし、放出しようとする場合は、第I編第39条の定めるところによらなければならない。</p> <p>5. <u>環境技術課長</u>は、前項において放出しようとする液体廃棄物が線量告示第8条第1</p>	<p>第23条 (変更なし)</p> <p>(低レベル放射性廃水及び施設廃水の処理)</p> <p>第24条 <u>環境技術開発課長</u>は、プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室(分析廃液処理設備を除く。)で発生した低レベル放射性廃水及び第Ⅱ編第26条の規定により受け入れる低レベル放射性廃水をプルトニウム燃料第一開発室の廃水処理室に、プルトニウム燃料第三開発室の分析廃液処理設備及びプルトニウム廃棄物処理開発施設から発生した低レベル放射性廃水をプルトニウム廃棄物処理開発施設の廃水処理室に受け入れなければならない。</p> <p>2. <u>環境技術開発課長</u>は、プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室で発生した施設廃水をプルトニウム燃料第一開発室の廃水処理室に、プルトニウム燃料第三開発室で発生した施設廃水をプルトニウム燃料第一開発室の廃水処理室又はプルトニウム廃棄物処理開発施設の廃水処理室に、プルトニウム廃棄物処理開発施設、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設で発生した施設廃水をプルトニウム廃棄物処理開発施設の廃水処理室に受け入れなければならない。</p> <p>3. <u>環境技術開発課長</u>は、プルトニウム燃料第一開発室の廃水処理室及びプルトニウム廃棄物処理開発施設の廃水処理室に受け入れた廃水を廃水処理室間で相互に送水することができる。</p> <p>4. <u>環境技術開発課長</u>は、受け入れた廃水をプルトニウム燃料第一開発室の廃水処理室又はプルトニウム廃棄物処理開発施設の廃水処理室から放出することができる。ただし、放出しようとする場合は、第I編第39条の定めるところによらなければならない。</p> <p>5. <u>環境技術開発課長</u>は、前項において放出しようとする液体廃棄物が線量告示第8条</p>	<p>第24条 ・環境管理課と環境技術課を統合して環境技術開発課とするため</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>項に定める基準を超えていた場合は、希釈等の処理をしなければならない。</p> <p>(洗濯廃水の処理)</p> <p>第 25 条 <u>環境技術課長</u>は、洗濯室で発生する洗濯廃水を洗濯廃水ピットに受け入れなければならない。</p> <p>2. <u>環境技術課長</u>は、洗濯廃水ピットに受け入れた洗濯廃水を放出する場合は、第 I 編第 39 条の定めるところによらなければならない。</p> <p>第 26 条～第 27 条 (省略)</p> <p>(容器に封入した固体廃棄物の保管等)</p> <p>第 27 条の 2 <u>環境管理課長</u>は、プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室及びプルトニウム廃棄物処理開発施設で発生し、又は、第 II 編第 36 条第 1 項の規定により受け入れてドラム缶又はコンテナに封入したプルトニウム系固体廃棄物を保管廃棄する場合は線量率等を測定、記録しなければならない。</p> <p>2. <u>環境管理課長</u>は、前項の容器に封入したプルトニウム系固体廃棄物について、プルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に保管廃棄しなければならない。</p> <p>3. <u>環境管理課長</u>は、容器に封入したプルトニウム系固体廃棄物をプルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に運搬するまでの間、第 III-4-(1) 表から第 III-4-(4) 表に示す固体廃棄物保管場所に保管することができる。</p> <p>4. <u>環境管理課長</u>は、プルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に保管廃棄した固体廃棄物を、必要に応じて第 III-4-(2) 表、第 III-4-(3) 表若しくは第 III-4-(4) 表に示す固体廃棄物保管場所へ運搬し、保管することができる。</p> <p>5. 使用施設内各課長及び放射線管理第 1 課長は、プルトニウム燃料第一開発室で発生したウラン系固体廃棄物を封入し、廃棄しようとする場合は、線量率等を測定、記録し環境保全課長に受入れを依頼しなければならない。また、受入れまでの間、第 III-4-(1) 表に示す固体廃棄物保管場所に保管することができる。</p> <p>6. <u>環境技術課長</u>は、プルトニウム廃棄物処理開発施設の解体前廃棄物一時保管設備(1)、解体前廃棄物一時保管設備(2)及び解体前廃棄物一時保管設備(3)に保管している固体廃棄物について必要な記録を作成し、それらを解体撤去しドラム缶又はコンテナに封入するまで保存しなければならない。また、解体前廃棄物一時保管設備(1)、解体前廃棄物一時保管設備(2)及び解体前廃棄物一時保管設備(3)に核燃料物質等（ただし、再</p>	<p>第 1 項に定める基準を超えていた場合は、希釈等の処理をしなければならない。</p> <p>(洗濯廃水の処理)</p> <p>第 25 条 <u>環境技術開発課長</u>は、洗濯室で発生する洗濯廃水を洗濯廃水ピットに受け入れなければならない。</p> <p>2. <u>環境技術開発課長</u>は、洗濯廃水ピットに受け入れた洗濯廃水を放出する場合は、第 I 編第 39 条の定めるところによらなければならない。</p> <p>第 26 条～第 27 条 (変更なし)</p> <p>(容器に封入した固体廃棄物の保管等)</p> <p>第 27 条の 2 <u>環境技術開発課長</u>は、プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室及びプルトニウム廃棄物処理開発施設で発生し、又は、第 II 編第 36 条第 1 項の規定により受け入れてドラム缶又はコンテナに封入したプルトニウム系固体廃棄物を保管廃棄する場合は線量率等を測定、記録しなければならない。</p> <p>2. <u>環境技術開発課長</u>は、前項の容器に封入したプルトニウム系固体廃棄物について、プルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に保管廃棄しなければならない。</p> <p>3. <u>環境技術開発課長</u>は、容器に封入したプルトニウム系固体廃棄物をプルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に運搬するまでの間、第 III-4-(1) 表から第 III-4-(4) 表に示す固体廃棄物保管場所に保管することができる。</p> <p>4. <u>環境技術開発課長</u>は、プルトニウム燃料第二開発室、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設に保管廃棄した固体廃棄物を、必要に応じて第 III-4-(2) 表、第 III-4-(3) 表若しくは第 III-4-(4) 表に示す固体廃棄物保管場所へ運搬し、保管することができる。</p> <p>5. 使用施設内各課長及び放射線管理第 1 課長は、プルトニウム燃料第一開発室で発生したウラン系固体廃棄物を封入し、廃棄しようとする場合は、線量率等を測定、記録し環境保全課長に受入れを依頼しなければならない。また、受入れまでの間、第 III-4-(1) 表に示す固体廃棄物保管場所に保管することができる。</p> <p>6. <u>環境技術開発課長</u>は、プルトニウム廃棄物処理開発施設の解体前廃棄物一時保管設備(1)、解体前廃棄物一時保管設備(2)及び解体前廃棄物一時保管設備(3)に保管している固体廃棄物について必要な記録を作成し、それらを解体撤去しドラム缶又はコンテナに封入するまで保存しなければならない。また、解体前廃棄物一時保管設備(1)、解体前廃棄物一時保管設備(2)及び解体前廃棄物一時保管設備(3)に核燃料物質等（ただし、再</p>	<p>第 25 条 ・環境管理課と環境技術課を統合して環境技術開発課とするため</p> <p>第 27 条の 2 第 1 項～第 4 項、第 6 項 ・環境管理課と環境技術課を統合して環境技術開発課とするため</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>使用する物品を除く。) を搬入してはならない。</p> <p>7. 処理技術課長は、プルトニウム燃料第三開発室の解体前廃棄物一時保管設備1、2及び4から16に保管している固体廃棄物について必要な記録を作成し、それらを解体撤去しドラム缶又はコンテナに封入するまで保存しなければならない。また、解体前廃棄物一時保管設備1、2及び4から16に核燃料物質等(ただし、再使用する物品を除く。)を搬入してはならない。</p> <p>(プルトニウム廃棄物実証試験)</p> <p>第28条 環境技術課長は、プルトニウム廃棄物の減容処理技術に関する実証試験のために、プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室及びプルトニウム燃料第三開発室で発生した固体廃棄物、前条第2項で保管した固体廃棄物並びに第Ⅱ編第36条の規定により受け入れた固体廃棄物をプルトニウム廃棄物処理開発施設で使用することができる。また、プルトニウム廃棄物処理開発施設で発生した固体廃棄物を直接使用することができる。</p>	<p>し、再使用する物品を除く。) を搬入してはならない。</p> <p>7. 処理技術課長は、プルトニウム燃料第三開発室の解体前廃棄物一時保管設備1、2及び4から16に保管している固体廃棄物について必要な記録を作成し、それらを解体撤去しドラム缶又はコンテナに封入するまで保存しなければならない。また、解体前廃棄物一時保管設備1、2及び4から16に核燃料物質等(ただし、再使用する物品を除く。)を搬入してはならない。</p> <p>(プルトニウム廃棄物実証試験)</p> <p>第28条 環境技術開発課長は、プルトニウム廃棄物の減容処理技術に関する実証試験のために、プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室及びプルトニウム燃料第三開発室で発生した固体廃棄物、前条第2項で保管した固体廃棄物並びに第Ⅱ編第36条の規定により受け入れた固体廃棄物をプルトニウム廃棄物処理開発施設で使用することができる。また、プルトニウム廃棄物処理開発施設で発生した固体廃棄物を直接使用することができる。</p>	<p>第28条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境管理課と環境技術課を統合して環境技術開発課とするため</li> </ul>
第5章第29条 (省略)	第5章第29条 (変更なし)	
(関連図表) (省略)	(関連図表) (変更なし)	
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</u></p>	